

# 介護老人保健施設 四街道徳洲苑 利用料金表 (令和3年4月1日改定)

## ■対象者のみ個別にかかる費用

項目	金額	1割	2割	3割	備考
初期加算	日額	34円	67円	100円	入所した日から起算して30日を限度に加算
在宅復帰・在宅療養支援機能加算	日額	38円	76円	113円	在宅復帰・在宅療養支援指標の合計40以上
短期集中リハビリテーション実施加算	1回	266円	532円	798円	入所した日から起算して3月以内の期間
認知症短期集中リハビリテーション実施加算	1回	266円	532円	798円	入所した日から起算して3月以内の期間
リハビリテーションマネジメント計画提出料加算	月額	37円	74円	110円	実施計画の内容等の情報を厚生労働省へ提出した場合
栄養マネジメント強化加算	日額	13円	25円	37円	栄養マネジメントの取組強化、情報を厚生労働省へ提出した場合
経口移行加算	日額	32円	63円	94円	経管栄養者に対し経口による食事を進める支援を行った場合
経口維持加算(Ⅰ)	月額	444円	887円	1330円	摂食機能障害による誤嚥が認められた方に、栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	月額	111円	222円	333円	加算(Ⅰ)の取得に加えて歯科医師等が関わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	月額	100円	200円	300円	歯科医師の管理のもと、口腔機能の維持・管理を行う場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	月額	122円	244円	366円	加算(Ⅰ)の要件に加え、情報を厚生労働省へ提供した場合
療養食加算	1回	7円	14円	20円	療養食を提供している方に対して、1食を1回として加算
再入所時栄養連携加算	1回	222円	444円	665円	入所者が入院し、入院時とは大きく異なる栄養管理が必要な場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	月額	4円	7円	10円	褥瘡防止のため、定期的な評価を実施、計画的に管理を行った場合
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	月額	15円	29円	44円	加算(Ⅰ)の要件を満たし、褥瘡の発生がない場合
排せつ支援加算(Ⅰ)	月額	12円	23円	34円	排泄に介助を要する原因・支援計画に基づき能力の向上が見られた場合
排せつ支援加算(Ⅱ)	月額	17円	34円	50円	排せつ支援加算(Ⅰ)の要件を満たし介護度状態の軽減が見込める場合
排せつ支援加算(Ⅲ)	月額	23円	45円	67円	加算(Ⅰ)の要件を満たし、排泄・排便の状態の改善とともに、悪化がない場合
外泊時費用	日額	401円	802円	1203円	居室における外泊を行った場合(外泊初日と最終日を除き、1カ月に6日を限度)
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	日額	887円	1773円	2659円	上記内容に加え、施設職員による在宅サービスを行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	日額	4円	7円	10円	専門的な認知症ケアを行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	日額	5円	9円	14円	認知症専門ケア加算の要件を満たし専門的な研修を終了している者配置している場合
認知症情報提供加算	1回	388円	776円	1164円	認知症疾患医療センター等へ診療状況を示す文章を作成した場合、1回のみ算定
認知症行動・心理症状緊急対応加算	日額	222円	444円	665円	在宅での生活が困難で緊急に入所された方に対して、入所日より7日を限度
若年性認知症利用者受入加算	日額	133円	266円	399円	若年性の認知症利用者に対して算定
緊急時治療管理加算	日額	574円	1148円	1722円	1月に1回3日を限度に加算、緊急に医療行為を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅰ)1月1回7日を限度	日額	265円	530円	795円	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎の入所者に対して、投薬、検査、注射、処置等を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)1月1回10日を限度	日額	532円	1064円	1596円	加算(Ⅰ)の要件を満たし、施設医師が感染対策に関する研修を受講している場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)	1回	111円	222円	333円	かかりつけ医へ投薬が変更する可能性を説明し同意を得て、退所時に情報提供書した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	1回	266円	532円	798円	加算(Ⅰ)の取得に加え、情報を厚生労働省へ提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	1回	111円	222円	333円	入所時に6種類以上の投薬があり退所時に1種類以上減らしている場合
地域連携診療計画情報提供加算	1回	333円	665円	997円	地域連携診療計画管理料を算定する病院から入所し退所時に病院へ情報提供を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	1回	499円	997円	1496円	入所者が退所後生活する居室を訪問し、計画又は方針を決定した場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	1回	532円	1064円	1596円	加算(Ⅰ)に加え、生活機能の具体的な改善目標を定めて退所後の支援計画を策定した場合
試行的退所時指導加算	1回	444円	887円	1330円	居室退所時に退所後の療養指導を行った場合
退所時情報提供加算	1回	554円	1108円	1662円	居室退所時に退所後の療養指導を行った場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	1回	665円	1330円	1994円	退所前、居室介護支援事業者等に情報提供を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	1回	444円	887円	1330円	上記内容に加え、入所前30日、入所後30日以内に退所後のサービス検討を行った場合
訪問看護指示加算	1回	333円	665円	997円	訪問看護指示書を作成した場合
自立支援推進加算	月額	333円	665円	997円	入所者ごとに、自立支援のために特に必要な医学的評価を入所時行った場合
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	月額	45円	89円	133円	入所者ごとの心身の状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	月額	67円	133円	200円	上記内容に加え、個別機能訓練計画の内容等の情報を提出した場合
安全対策体制加算	1回	23円	45円	67円	入所時に1回のみ算定
入退所前連携加算	日額	554円	1108円	1662円	医療機関から、新型コロナウイルス感染症患者の受け入れた場合に30日を限度に加算
ターミナルケア加算(死亡日以前31~45日)		89円	178円	266円	
ターミナルケア加算(死亡日以前4~30日)		178円	355円	532円	
ターミナルケア加算(死亡日前日及び前々日)		909円	1817円	2725円	
ターミナルケア加算(死亡日)		1828円	3656円	5484円	

※介護職員処遇改善加算(Ⅰ):3.9%と介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ):2.1%を乗じ、更に地域区分5級地(1単位10.45円)を乗じた金額の負担割合(1円未満切上)を表記しています。